

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	中東地域外交		評価方式	総合	番号	5
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
	(当 初)	186,074	186,514	164,146		163,107
	(補 正 後)	186,074	186,514	164,146		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	186,074	186,514				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	142,472	154,279				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	43,602	32,235				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	(個別票②を参照。)					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	・政策評価において、対話を通じた相互理解の深化と関係者間のネットワークの拡大が小目標とされたことから、新たに「日アラブ経済フォーラム」を立ち上げ、新規要求として反映。また同様に、イラン外交官交流及び日・サウジアラビア青年交流計画を実施するため、新規要求として反映。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	中東地域外交					番号	5		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	外務本省	地域別外交費	中東地域外交に必要な経費	151,822	144,647	▲ 20,343
	A	2	一般	在外公館	地域別外交費	中東地域外交に必要な経費	12,324	18,460	▲ 411
	A	3							
	A	4							
	小計						164,146	163,107	▲ 20,754
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1							
	C	2							
	C	3							
	C	4							
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1							
	D	2							
	D	3							
	D	4							
合計						164,146	163,107	▲ 20,754	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		中東地域外交				番号		5	
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
中東和平推進のための信頼醸成措置関連経費	A	1	15,302	10,772	▲ 4,530	▲ 1,226		▲ 1,226	【環境に関する会合】事業については所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
中東和平推進のための信頼醸成措置関連経費	A	2	411		▲ 411	▲ 411		▲ 411	【環境に関する会合】事業については所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
日・中東間対話関連経費	A	1	27,018	29,293	2,275	▲ 8,130		▲ 8,130	中東諸国との幅広い分野における政策対話の必要性が指摘されたことから、過去6回の開催を経て一定の成果を出した【日アラブ対話フォーラム】事業を終了し、より政策提言型の対話の場である「日本・エジプト・サウジアラビア三極フォーラム」の予算要求を行うこととした。 ●日・アラブ対話フォーラム 21年度予算額 8,130千円 ●日・エジプト・サウジアラビア三極フォーラム 22年度要求額 8,014千円 ▲減額 116千円
						▲ 2,361		▲ 2,361	【北アフリカ文化対話プログラム】事業については他に優先度の高い新規案件があるため、予算要求を行わないこととした。
対中東諸国施策調査研究費	A	1	8,153		▲ 8,153	▲ 8,153		▲ 8,153	本事業については他に優先度の高い新規案件があるため、予算要求を行わないこととした。
中東若手外交官訪日研修関係経費	A	1	2,834		▲ 2,834	▲ 2,834		▲ 2,834	本事業については他に優先度の高い新規案件があるため、予算要求を行わないこととした。
合計						▲ 23,115		▲ 23,115	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省中東アフリカ局

政策名	中東地域外交 (政策評価書[施策レベル評価版] 159 頁)	5
政策の概要	中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること。次の具体的施策より構成される。 I-5-1 中東地域安定化に向けた働きかけ I-5-2 中東諸国との二国間関係の強化	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 【総合的評価】 I-5 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ I-5-1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ I-5-2 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★ 【必要性】 1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について テロの脅威をはじめ、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとり、この地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄に直結する。中東和平問題、イラク及びアフガニスタンは中東地域、ひいては世界全体の平和と安定の鍵ともいべき問題であるところ、我が国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。 2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について 中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与するに際し、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。こうした政策上の要請から、中東諸国との積極的な対話を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。 エネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、この分野における中東諸国の重要性は当面減じることはないことから、中東・イスラム諸国との関係を中長期的視点で考える必要がある。 【効率性】 1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について (1) 信頼醸成会議を我が国が主催することにより、イスラエル・パレスチナ両当事者による対話の促進に資することができた。また、対パレスチナ支援には迅速性が不可欠であるところ、我が国はイスラエルのガザ進攻後迅速に緊急人道支援及び物資協力を表明した。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。 (2) 我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい財政及び人的資源の状況の中でも施策の目標(特に小目標)の達成に向け進展があり、最大限効率的な支援を行っている。平成 19 年5月3日に発足したイラク支援のための国際的な協調枠組みである「イラク・コンパクト」には策定段階から積極的に参加しており、国際的に協調した支援の実施に配慮している。また ODA による支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うた	

めの手段を講じている。

(3) アフガニスタンの復興支援については、和平プロセス・ガバナンス(行政経費支援等)、治安維持(非合法武装集団の解体(DIAG)や地雷対策等)及び復興(幹線道路整備等)の3つの柱に対する支援を行い、目標達成の点からとられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

予算規模や人的資源が少ない中、我が国とアラブ諸国、イスラム諸国との間の対話事業が行われ、参加国間の相互理解がより一層深化し、施策の目標に向けて大きな進展があった。このため、とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。また、GCC 諸国との関係は着実に進展しており、投資・エネルギー面での関係も深まっており、取られた手段は、適切かつ効率的であった。

【有効性】

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 中東においてアラブ・イスラエル双方より信頼されているという特長を活かし、我が国は、中東和平の実現に向け①イスラエル・パレスチナ両当事者への政治的働きかけ、②対パレスチナ支援の実施、③信頼醸成の3点を推進してきている。また、総合的な取組として、地域協力を通じたヨルダン渓谷開発構想である「平和と繁栄の回廊」構想を推進している。

(2) イラクの状況は進展しているが、政治プロセス及び、復興の進展は、イラク一国のみの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国は、国際社会と協力し、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行ってきている。

(3) アフガニスタンの復興においては、これまでに 500 万人の避難民が帰還したほか、麻薬生産量の減少、社会経済状態の向上等が見られるが、復興はいまだ道半ばであり、平和と安定を実現するためには、アフガニスタン国民の生活が改善され、希望を持って復興への努力を継続することができる環境を作ることが第一に重要である。そのためには中央政府の統治が全土に行き渡り、治安情勢が安定することが必要である。したがって、我が国がアフガニスタンの安定に貢献するためには、治安やインフラ復旧をはじめとする復興支援を実施することが最も有効な手段である。また、支援のニーズを的確に判断するための緊密な対話や、支援に対する理解を深めてもらい、我が国に対する良好な感情を醸成するための広報活動等、二国間関係の強化も重要である。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

(1) 相互理解の促進のためには、我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解すると同時に、中東・イスラム諸国側にも我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させる努力が必要である。「日アラブ対話フォーラム」や「イスラム世界との文明間対話」のような対話事業は、我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを人々の間に根づかせていく上で有効である。

(2) 投資・エネルギー、GCC

GCC 諸国との関係強化のためには、協定等の枠組み構築と、法的枠組みにとどまらない幅広い関係づくりのための協議の場とを土台としつつ、特に先方が我が国に対して高い期待を有する教育・人づくり分野における具体的な協力を進めることが不可欠である。平成 19 年度以降、要人往来や各種ミッション派遣・受け入れ、国内での準備態勢構築を通じて、GCC 諸国との相互理解が深まっている。今後ともこれら施策の継続により協力強化の効果が十分に見込まれる。

【反映の方向性】

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が不可欠である。我が国としては、現在の両当事者の交渉の状況を注視しつつ、引き続き政治的働きかけや双方間の信頼醸成な

どを柱として和平推進を積極的に働きかける考えである。また、パレスチナ自治政府の和平努力・改革努力を支えるために、支援を継続する。さらに、パレスチナ人の生活状況の更なる悪化を防ぎ、和平を志向する民意を強化するために、国際機関等を通じた人道支援を継続する。その他の支援については、和平プロセスの進展状況を見つつ、特に、パレスチナ自治政府が、平和的手段を通じて和平プロセスの進展に努力するかどうかを見極めつつ、個別に検討する。

(2) イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際に、治安情勢の変化や政治情勢に留意する。

(3) アフガニスタンの復興には進展が見られるものの依然道半ばであり、課題はまだ山積している。また、依然として治安情勢は不透明であり、アフガニスタンの安定のために、引き続き支援を行っていく。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

(1) 対話を通じた相互理解については、中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期間で目に見える形で確認できるものではないので、引き続き着実に進めていく必要がある。

(2) 投資・エネルギー

本件施策は、中長期的に成果を積み上げるべきものとして、引き続き着実に実施していく。

(3) GCC

本件施策は、中長期的に成果を積み上げるべきものとして、引き続き着実に実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 平成 20 年 10 月にイスラエル・パレスチナ双方ハイレベルを招き、信頼醸成に向け政治的働きかけを行った。平成 20 年末のガザ情勢悪化の際は、首脳・外相級で電話会談を行い即時停戦を働きかけるとともに有馬中東和平担当特使を現地に派遣、緊急人道支援及び物資協力を迅速に実施した。平成 21 年 3 月のガザ復興支援国際会議には伊藤外務副大臣を派遣、当面 2 億ドルの対パレスチナ支援を表明するなど、情勢悪化を食い止めるためできる限りの貢献を行った。

(2) イラク政府は種々の困難に直面しながらも、我が国を始めとする支援国の協調の下、復興の達成に向け着実に進展を見せている。

政治、国民融和の面では、平成 20 年に旧バアス党員の復職に関する「責任と公正」法、一般恩赦法、地方自治法等の重要法案が国民議会で採択され、平成 21 年 1 月 31 日には、イラク憲法制定後初の地方議会選挙が、キルクーク県及びクルディスタン地域 3 県を除くイラク 14 県で概ね平穏に実施される等、一定の進展がみられている。

また、治安情勢は平成 19 年夏以降大幅に改善している。既にイラク全土 18 県のうち 13 県で多国籍軍からイラク側に治安権限が移譲されている。

(3) アフガニスタンは厳しい治安情勢の中、復興への取組を進めており、平成 21 年には 2 回目となる大統領選挙が予定されている。我が国の人道支援及び平和の定着を念頭に置いた各種支援は同国の復興と安定の実現に貢献しているものと評価でき、アフガニスタン政府要人及び国際社会も我が国支援を高く評価している。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

(1) 平成 20 年度も、奥田総理特使の湾岸歴訪(2回)、安倍総理特使、橋本外務副大臣のイラク訪

	問、高村外務大臣(当時)、緒方総理特使のアフガニスタン訪問、トルコ大統領、バーレーン皇太子、イラン副大統領、クウェート首相、ヨルダン外相らの訪日など活発な要人往来が行われた。また、「日アラブ対話フォーラム」第6回会合が平成 20 年 11 月に、「イスラム世界との文明間対話セミナー」第7回会合が平成 21 年3月にそれぞれ開催されるなど、中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が更に活性化され、対話を深化させることができた。 (2)投資・エネルギー、GCC 平成 19 年4～5月に行われた安倍総理(当時)の中東訪問を契機として要人往来及び経済的枠組みの整備が進展している。GCC との自由貿易協定(FTA)交渉、サウジアラビアとの投資協定交渉、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート及びサウジアラビアとの租税条約交渉がそれぞれ進展し、また、平成 20 年8月にはサウジアラビアとの航空協定に署名が行われた他、教育・人づくり支援についての協力も着実に進んだ。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 171 回国会外交演説	平成 21 年1月 28 日	「我が国が原油の約 9 割を輸入する中東地域の平和と安定は、世界全体の安定と我が国のエネルギー安全保障にとって不可欠の条件です。中東諸国との間で、資源にとどまらない重層的な関係を強化してまいります。」 「イスラエル、パレスチナ武装勢力の双方による停戦の表明を歓迎しますが、これが永続的な停戦につながる事が重要です。そのための関係者への働きかけやガザ地区の人道状況改善のための 1000 万ドルの支援などを着実に実施してまいります。その上で、『平和と繁栄の回廊』構想などを通じ、中東和平プロセスの進展を最大限支援してまいります。」 「先般、自衛隊は、約5年に亘るイラクでの任務を無事完了しました。その活動は、イラクをはじめ、国連、関係諸国から高い評価と多くの感謝を受けております。私も、隊員一人一人が厳しい環境下でありながら、使命感を持って立派に任務を果たしたことに、心から『御苦労様でした。』と言葉をかけたいと思います。我が国としては、引き続き、復興支援の成果を根付かせ、イラクとの幅広い分野での協力及び長期的な友好関係を構築してまいります。」 「我が国は、テロ対策としてインド洋における補給支援活動を行っているほか、アフガニスタンが再びテロの温床にならないよう、同国において、治安面や経済復興において、医療や教育をはじめ幅広い支援を実施してきています。アフガニスタンの地方復興チームへの文民派遣などを含め、支援の取組を一層強化していきます。さらに、テロとの闘いの前線国家であるパキスタンにおけるテロ撲滅や経済安定化への同国政府の取組を支援してまいります。」
	平成 20 年度重点外交政策	平成 20 年8月	・中東との重層的な関係の強化 ・「平和と繁栄の回廊」構想の推進とイラク、アフガニスタン等の平和の構築・定着の推進

